

## 知っておきたい私たちの権利と心得

Q 街頭で宣伝行動をするのに、警察の許可は必要ですか？

A 宣伝行動に警察の許可はいりません。

街頭や駅前で宣伝行動をしていると、「(道路交通法)許可をとっているか」と警察が干渉してくることがあります。

道路交通法で許可が必要なのは、お祭りや映画のロケ、工事など交通に著しい影響を与える場合です。通常の宣伝行動に許可が必要ないことは、裁判(有楽町ビル事件判決)で確定しています。また、ビル配りに許可が必要ないのに、それを知らずに警察官が逮捕したことに賠償が命じられています(東金国賠裁判判決)。

不当な干渉には「許可は必要ない」とき然と抗議します。

Q ポストへのビラ投函について？

A 基本的に自由です。しかし警戒と注意を。

各戸へのビラの配布活動は、言論・表現の自由として憲法で保障されています。

しかし、警察は、建造物侵入罪などを口実に不当に干渉する場合もあります。ビラ配布の自由への確信とともに、充分な警戒心を持って旺盛に配布します。

マンションの集合ポストへのビラ配布(東京・三鷹市議報告ポスティング訴訟)について、裁判所は、管理組合や住民がビラ入れを明示的に禁止していても、議員活動報告を投函する目的で、扉が施錠されていないエントランスに入ることは建造物侵入罪にあたらず、集合ポストにビラ1枚程度を投函することは、民事上の「不法行為」とならないと判断、最高裁で確定しました。

なお、管理人などに「ビラ配布はやめろ」と言われた場合は、いったん退去します。その場で論争して警察へ通報された例があるため、改めて管理組合に申し入れるなど、理解を求める働きかけをします。

Q 警察官に職務質問をされたときには？

A 職務質問は「任意」ですので、応える義務はありません。

警察官に「これは任意ですか強制ですか」と聞いたら、「任意なら回答は断ります」と答え、その場を離れます。「逃げる」と干渉の口実とされますので、き然と対応します。

また、持ち物検査は令状がなければ強制できません。

Q 交番や警察署に来てほしいと言われたら？

A 交番などに来てほしいというのはあくまで任意です。「お断りします」ときっぱり拒否します。

決して、「説明に行こう」と個人で判断せず、必ず、所属団体、国民救援会に連絡し組織的に対応しましょう。



Q 警察官の尾行や張込みにはどう対応したらいいですか？

A 個人で判断せず、所属団体、国民救援会にすぐに連絡し、組織的に対応、抗議します。

不当な尾行・張り込みは犯罪(軽犯罪法「つきまとい罪」)です。選挙の時であれば、公職選挙法違反(職権乱用による選挙の自由妨害罪)です。

Q 万一、逮捕された場合は、どうしたらいいですか？

A 憲法や法律で保障されている3つの権利を行いましょう。

①住所・氏名を含めて、取調べで黙秘します(黙秘権)。\*「トイレに行かせろ」など必要な要求はします。

②「国民救援会の弁護士を呼べ」と要求します(弁護人選任権)。

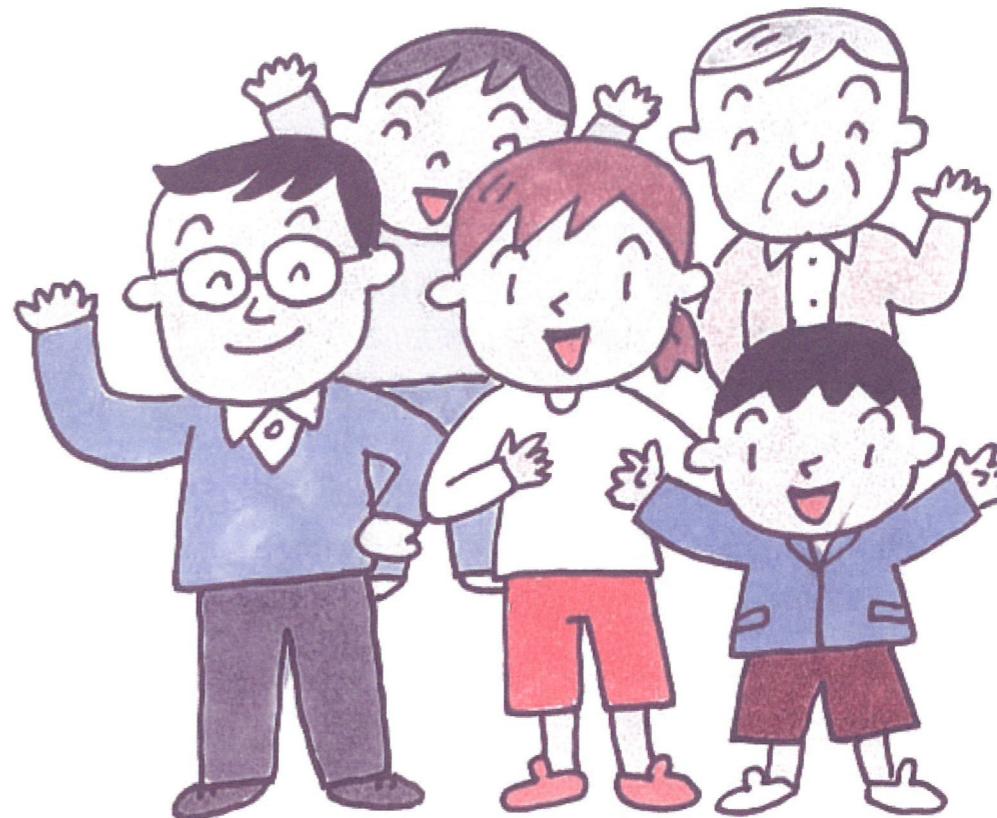
③調書や書類への署名・押印はすべて拒否します。署名・押印は強制できません。

\*家や仕事など心配なことは、面会(接見)に行った弁護士と相談します。

# のびのびと自由な選挙へ 宣伝・要求活動を

ミニ学習版

## 要求を訴えよう



日本国憲法は、主権者である私たち国民が選挙で代表者を選び、その代表者を通じて、日本の政治の行方を決めるとしています。

国民は、選挙において「お客様」ではなく、いまの政治について語り合い、考え、「一票」を投げる、まさに「主人公」です。そのために、選挙において、政党や候補者の政策などを知ること、知らせることが大切です。

のびのび自由な選挙へ、このビラを活用してください。

2021年9月作成

日本国民救援会

03-5842-5842

〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター5F

●国民救援会は会員の会費で支えられています。ぜひご入会を。会費月600円(月3回の新聞代含む)

政治を語り合おう

# 政治のゆくえを決めるのは主権者(私たち)。自由な選挙を!

## 選挙のときこそ言論の自由を 一制限ばかりの日本の公選法

選挙のときこそ、「コロナ対策の強化を」「福祉・医療の充実を」「核兵器をなくそう」「給料をもっとあげてほしい」など、おおいに政治や要求を語り合い、政党や候補者の政策を検討して、一票を投じるのが民主主義の基本です。

しかし、日本の公職選挙法(公選法)は、自由な言論活動を大幅に制限しています。国連からは、日本の選挙運動に対する制限に懸念が表明され、不当な制限を撤廃するよう求められています。このような制限があるのは、これまでの政権が、政治について国民が語り合い、批判されることを恐れているからです。

選挙運動は自由であるべきです。公選法を使った不当な干渉は許されません。言論活動を制限する公選法は、憲法や国際人権規約に違反しており、抜本的な改正が必要です。



### 選挙権の拡大と18歳選挙権

国の政治を決める選挙権は、国民の運動によって拡大されてきました。

自由民権運動によって、国会が開設。1889年、はじめて国民が選挙権を持ちました。しかし、それは高額納税者の男性だけで、人口比でわずか1%でした。当時の衆議院は国民の1%の代表で構成されたのです。

その後、労働者や農民などによる普通選挙権の実現を求める運動(普選運動)によって、1925年、納税額にかかわらず、男性(25歳以上)が選挙権を持ちました。女性の参政権運動なども力に、戦後の1945年、20歳以上の男女が選挙権を持ちました。そして2015年、18歳以上に選挙権が拡大しました。

長年にわたる運動の結果、有権者は、1%から現在80数%に拡大しました。多くの国民が政治を動かす「一票」を手にしたのです。ぜひともこの貴重な「一票」を使して、私たちの政治の行方を決めましょう。

## 選挙のときこそ言論の自由を 一制限ばかりの日本の公選法

選挙のときこそ、「コロナ対策の強化を」「福祉・医療の充実を」「核兵器をなくそう」「給料をもっとあげてほしい」など、おおいに政治や要求を語り合い、政党や候補者の政策を検討して、一票を投じるのが民主主義の基本です。

しかし、日本の公職選挙法(公選法)は、自由な言論活動を大幅に制限しています。国連からは、日本の選挙運動に対する制限に懸念が表明され、不当な制限を撤廃するよう求められています。このような制限があるのは、これまでの政権が、政治について国民が語り合い、批判されることを恐れているからです。

選挙運動は自由であるべきです。公選法を使った不当な干渉は許されません。言論活動を制限する公選法は、憲法や国際人権規約に違反しており、抜本的な改正が必要です。



### 選挙権の拡大と18歳選挙権

国の政治を決める選挙権は、国民の運動によって拡大されてきました。

自由民権運動によって、国会が開設。1889年、はじめて国民が選挙権を持ちました。しかし、それは高額納税者の男性だけで、人口比でわずか1%でした。当時の衆議院は国民の1%の代表で構成されたのです。

その後、労働者や農民などによる普通選挙権の実現を求める運動(普選運動)によって、1925年、納税額にかかわらず、男性(25歳以上)が選挙権を持ちました。女性の参政権運動なども力に、戦後の1945年、20歳以上の男女が選挙権を持ちました。そして2015年、18歳以上に選挙権が拡大しました。

長年にわたる運動の結果、有権者は、1%から現在80数%に拡大しました。多くの国民が政治を動かす「一票」を手にしたのです。ぜひともこの貴重な「一票」を使して、私たちの政治の行方を決めましょう。

## できることはたくさんあるよ

選挙期間中、さまざまな制限はありますが、できることはたくさんあります。

### ●電話での投票依頼や街角や職場で会った人に支持を訴える「個々面接」は自由です

選挙期間中、電話で投票依頼を行うことは自由にできます。また、たまたま街角や職場で会った人に、支持をお願いする「個々面接」も自由です。

ただし、公選法は、各戸を回って投票を依頼することを「戸別訪問」として禁止しています(これ自体不当で、欧米では戸別訪問こそが選挙運動の中心です)。



### ●インターネットをおおいに活用しよう=選挙中は自由

選挙中(公示・告示後から投票日前日まで)は、自分のホームページ(HP)やブログ、SNSなどのウェブサイト(電子メールは除く)で、支持する政党・候補者についての氏名、写真、政策などを掲載し、「○△さんに一票を入れて」など投票を呼びかけること(「選挙運動」)が自由にできます。

なお、選挙前は「○△さんに一票を」など投票依頼をすることはできませんが、政党の政策などを知らせることは自由です。

また、有権者は「電子メール」での「選挙運動」はできませんが、自分の支持する政党の政策を送信することは自由にできます。

ネットでできる選挙運動		
	候補者・政党	一般有権者
HP・ブログ	○	○
SNS	○	○
電子メール	△	×

※候補者・政党も電子メールの送信には相手の事前の同意が必要です。

### ●政策ビラ等、選挙中でも配ることができます

選挙期間中であっても、政党機関紙の政策号外ビラや政策パンフレットは従来通り全戸配布、街頭での配布ができます。

※公選法で認められたビラやマニフェストパンフなどは配布方法が限定されているため、政党や関係団体の指示に従い配布してください。



### 「選挙運動」とは?

「選挙運動」とは、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、③選挙人(有権者)に働きかける行為です。

ですから、「憲法改悪反対!」「消費税増税反対!」という宣伝は「選挙運動」ではありません。また、「落選運動」も、特定の候補者に投票を得させるためでなければ、「選挙運動」には当たりません。

### ●選挙中こそ要求を訴えよう

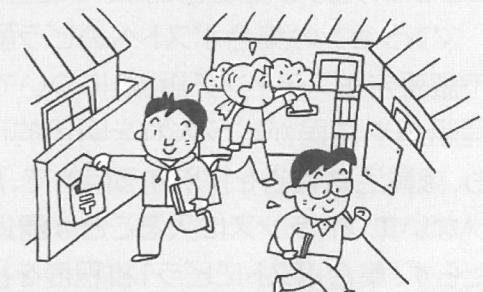
#### —労働組合・市民団体の要求宣伝は自由

選挙のときこそ、労働組合や市民団体の要求を訴える絶好の機会です。

労組・市民団体などは、公選法で活動が規制される「政治活動をおこなう団体」には当たりません。従って、「憲法改悪反対」「消費税増税反対」「労働法制の改悪反対」といった要求を掲げた宣伝行動は、選挙中も自由にできます。ポスター・ビラ・パンフの配布、宣伝カーチャンバー・マイクを使った宣伝、署名活動も自由です。おおいに取り組みましょう。

ただしその際、特定の候補者や政党の支持や投票を訴えることはできません。

なお、選挙期間中の要求実現のための集会や行動も、公選法による規制はされません。



### ●手紙を出す際の注意

投票依頼を目的とした手紙は、選挙前・選挙期間中とも出すことができません。もちろん、親しい知人や親族に通常の手紙を出す際に、選挙についての添え書をすることは問題ありません。

また、政策パンフなど自由に配布できる宣伝物を送って、電話で投票依頼をおこなうことはできます。